

福島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 6 号

### 福島市手数料条例の一部を改正する条例

福島市手数料条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1の13の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第1の14の表2の項中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。